

武器貿易条約(ATIT)第一回締約国会議報告会開催 ATITによって世界はどう変わるか

八月下旬、通常武器取引を規制する武器貿易条約(ATIT)の第一回締約国会議がメキシコで開催された。同会議の様相を報告する会合が東京で開催されたので、その要旨を紹介する。

武器貿易条約の 行方を追う

九月五日、東京都文京区の拓殖大学において、「武器貿易条約によって何が変わるのか? ATIT

第一回締約国会議報告会」(主催「武器と市民社会」研究会)が開催された。武器貿易条約は、通常兵器の貿易を規制する国際条約。二〇一三年の国連総会で採択され、一四年一二月に発効した。銃や戦車などの通常兵器は、事実上の「大量破壊兵器」とみなされる。武器貿易の年間取引量は推計で約二六〇億ドルを突破し、一部の武器は非法に取引されて紛争地域

へ流され、毎年五〇万人以上の人命が奪われている。

ところが、これまでは通常兵器の貿易を規制するグローバルな枠組みが存在しなかった。こうした限定的な要因が、世界の紛争・内乱・テロリズムの遠因となっていないのではないかと指摘も一部でなされている。

そして各地における紛争の激化は、必然的に水や食料の不足、医療制度の崩壊へと向かう。その結果、多くの人命が危険にさらされることになるのだ。よって、人的見地に立つて世界各国が連携し、通常兵器の貿易の法規制を行うATITの採択が不可欠だとされてきた。

二〇〇七年に設立された「武器と市民社会」研究会は、軍縮や軍備管理、安全保障貿易管理(武器

や軍事転用可能な貨物および技術が、テロリスト集団などにわたることを防ぐ国際的な仕組み)を討議するフォーラムである。マルチ・セクター(多部門)連携による学際的で開かれた研究会を指しており、ATITをめぐる国際的な政策論議に一貫して関わり続け、同条約の第一回締約国会議にも関係者を送っている。

報告会では、冒頭、日本安全保障貿易学会会長を務める佐藤丙午・拓殖大学教授が主催者あいさつに立った。

つづく報告の部では、「武器と市民社会」研究会の共同代表で、ATIT第一回締約国会議にも参加した榎本珠良氏(明治大学研究・知財戦略機構共同研究員)が登壇。条約事務局機能のあり方、事務局運営および締約国会議開催のための資



金をどのように捻出するかなど、重要事項が討議された経過が報告された。

また、締約国政府の武器輸出入や武器の移転規制について、条約事務局へ報告する書式のテンプレート(ひな型)をどう定めるか、さらに、提出された報告書を一般公開するのかなどが討議されたこともあわせて報告された。

明らかになった課題

まとめに榎本氏は、「ATITの実効性を高めるためには、締約国による武器貿易の透明性を高めていく必要がありますが、現時点ではいくつもの課題が残されています。たとえば、同条約の第一三条第三項に「締約国は商業的に機微なあるいは国家安全保障上の情報は報告書から除外できると定められているために、各国政府が『これは国家安全保障上の問題である』と判断さえすれば、報告する必要がないのです。さら

に言えば、現在のテンプレート案においては、そうした判断をくだしたことから一般に公開する必要がないのです。

さまざまな課題が残る現状ですが、私たちは今後もATITをめぐる動きを注意深く検討していきたいと考えています」と結んだ。

同報告会のゲスト・コメンテーターとして招聘された明治大学商学部教授で同大「国際武器移転史研究所」所長を務める横井勝彦氏は、「歴史学や経済史の分野でも武器貿易や武器移転の問題は見落とされがちですが、軍縮を考えるうえでこうした問題の関係を

総合的にとらえることが大切」と指摘。世界史的にも重要な第一次世界大戦前の日英同盟についても、武器移転との関係が非常に重要であると語った。

また横井氏は、日本における兵器産業史や武器移転史研究の先駆的立場から、三つの視点を指摘。ATITの可能性と限界を考えるうえで、①現在の武器貿易のみを追いかけるのではなく、歴史をさかのぼることによって武器貿易の本質的構造がわかる②武器の輸出国がやがては武器の国産化に乗り出し、軍事的自立を果たしていく武器移転連鎖の構造を読み解く③国家の背後に控える兵器産業にも注目し、国家と防衛産業の関係性についても注目すべきである——と提案した。

横井勝彦氏

質疑応答ののち、最後に佐藤丙午教授が、あらためて

武器貿易条約の目的を再確認したいと発言。「ATITは通常武器を規制する条約であって貿易の禁止を求める条約ではありません。そのため、武器取引の禁止を求める人々からは、条約の実効性が低いとの批判の声が寄せられています。それでも、武器貿易に関わる各国共通の土壌をつくろうと努力してきた流れは、無視してはならないと思います。

また昨年、日本政府は『武器輸出三原則』に代わる新たな政府の安全保障戦略として、『防衛装備移転三原則』を定めました。同原則の三番目は、武器の第三国移転の防止や目的外使用の禁止をうたっています。こうした方針はATITの精神と合致します」と語り、軍縮を願う国際世論をリードするATITの存在意義について丁寧な説明を重ねた。

報告会は盛況のうちに閉会した。今後、ATITの枠組みをさらに充実させゆくためにも、関係者のさらなる活躍が望まれる。

